

## 小田原市人権施策推進懇談会（第1回） 会議録

■日 時 平成29年5月30日（火） 午前10時～正午

■会 場 小田原市役所本庁舎 3階 301会議室

■出席者

構成員：吉田座長、植田構成員、大石構成員、高野構成員、土橋構成員、畠山構成員、星崎構成員、泰田構成員、山岡構成員

事務局：【生活支援課】栢沼課長

【市民部、人権・男女共同参画課】：諸星部長、杉崎副部長、奥津課長、菊地副課長、八木主査

■傍聴者 0人

■会議内容

### 1 開会

事務局（諸星部長）（あいさつ・要旨）

今年度、第1回目の懇談会開催にあたり、ご多忙の中各団体からのご推薦、市民の方の積極な参加をいただき御礼申し上げます。本市としては平成22年度に「小田原市人権施策推進指針」を策定し当懇談会をはじめとして様々な施策・取り組みをして来たが、「人権」が抱える問題はまだまだ数多く存在する。また、本市の生活保護を担当する職員による不適切な表現が記載されたジャンパー等の問題の発生を受け、当懇談会からもご意見をいただき、吉田先生には職員研修の講師をお引き受けいただくなどご尽力いただいたところである。その後「生活保護行政のあり方検討会」から報告書が提出されたが、市の対応はどう変わったかなど、後ほど事務局から説明があると思う。それ以外でも外国人の人権、近年では性的マイノリティ、ヘイトスピーチにかかる問題等、課題はたくさんあり皆様から活発なご意見を頂戴し充実した会議になるようお願いしたい。

事務局（八木）

配布資料の確認に引き続いて、座長の選出までの間、奥津人権・男女共同参画課長を仮座長とし、進行させていただくことのご了解を得たい。（異議なし）

仮座長（奥津課長）（あいさつ）

ご多忙のところお集まりいただき感謝申し上げます。

本日、構成員 2 分の 1 以上出席していることから小田原市人権施策推進懇談会設置要綱第 7 条の規定により会議が成立したことを報告

年度も改まり、当懇談会構成員、事務局職員も改まっているため、名簿をもとに紹介。なお本日、齋藤構成員、佐宗構成員が欠席である旨を報告

諸星市民部長、杉崎副部長は次の公務があるためここで退出させていただく。

## 2 報告 不適切な表現が記載されたジャンパー等の着用について

### 仮座長（奥津課長）

本日の議題に入る前の報告事項として生活保護を担当する「不適切な表現が記載されたジャンパー等」の着用問題について、本市では「生活保護行政のあり方検討会」を設置し、今年 4 月 6 日付けで報告書が提出された。あらためて生活支援課より、その後の取り組み等説明をお願いする。

### 生活支援課栢沼課長

主に資料「生活保護行政のあり方検討会報告書概要版」を用いてその後の取り組み等を説明

この概要版は去る 4 月 1 9 日小田原市議会の厚生文教常任委員会で用いた資料である。

**基本認識** 今回の犠牲者は不正を全く行っていないにもかかわらず屈辱的な思いをした生活保護利用者であり、生活保護利用者の声なき声に耳をすまし市職員の行為を安易に正当化しない事を基本的理解とし、議論の出発点とした。

**この問題はなぜ起きたのか** きっかけとされている平成 1 9 年の傷害事件、なぜ不適切な標記のジャンパーを作成したのか、ジャンパー着用のまま利用者宅を訪問し 1 0 年間続いたこと、以上 3 つの時点ごとに検証すべき事項について各委員に議論していただいた。

その結果、①生活保護のレベル ②市役所全体レベル ③市民全体レベルに分け、援助を必要とする側の視点の軽視など生活保護現場レベルでの問題点、生活保護行政対しての関心や理解の低さなど市役所全体レベルの問題点、全国同様小田原市の中にある生活保護をめぐる深い社会的分断など市民全体レベルでの問題点など踏まえて、問題点を整理した。

**開かれた生活保護行政に向けた改善策** 改善策について以下①援助の専門性を高める研修や連携による学びの場の質的転換、②利用者の視点に立った生活保護業務の見直し、③利用者に寄り添い、ケースワーカーが職務に専念できる体制づくり、④「自立」の概念を広げ、組織目標と

して自立支援の取組を掲げる、⑤市民に開かれた生活保護を実現する、の5項目の提案が掲げられた。

現段階において具体的な改善点として

① の「研修」

- ・2か月に一度の割合で研修を実施する。6月2日には社会福祉学の講師を招き第1回目の研修を行う予定である。

② の「利用者の視点に立った業務の見直し」

- ・「ご意見箱の設置」今週中にも設置
- ・プライバシーに配慮したカウンターの間仕切り設置
- ・「保護のしおり」暫定版を作成し、随時修正し夏以降確定版を発行予定
- ・「受給者」という呼称を「利用者」に改めた。
- ・神奈川県弁護士会と会合を持ち今後法的支援をいただけるよう協力を依頼
- ・保護申請から決定まで14日以内とすることを原則とした取り扱いを徹底する。(従来は6割近くが30日かかっていた。)

③ ④、⑤に関しては全庁的な取り組みとなるため今後具体的な改善策を検討して参りたい。

続いて市に寄せられた批判等問い合わせは2, 293件、一般社団法人神奈川人権センター等各団体からの申し入れ状況は16団体であった。

再発防止策として、ホームページ等制度周知内容を見直し、全部局職員に対する「人権啓発研修会」(参加者: 2/14 114名 2/17 121名)、有識者の参画を得た「あり方検討会」の開催について説明し、多方面に迷惑をかけた旨の謝罪をした。

以上「改善策のフォローアップと分かち合い社会」創造の議論への展開として3点挙げられている。「検討会における議論の職員や市民との共有」として具体的には去る4月30日市民会館大ホールにおいてシンポジウムを開催したところである。「生活保護行政の改善状況の検証」については1年後をめどに、実施状況を検証する場を設ける予定である。「分かち合い社会」創造に向けた取組への引継ぎとして、検討会の議論を発展的に引継ぎ、財源論や地域との協働を含めた社会的課題への対処を検討・実践する。

最後になりましたが、生活保護行政の適正実施に向けて今回の生活保護行政のあり方検討会の報告をしっかりと受けとめ、順次取り組みを進めて参りたい。

#### 仮座長（奥津）

ただ今の報告についてご意見・ご質問ありましたらお願いいたします。

#### 構成員（山岡）

一番気になったことは、今後の取り組みについて、専門性高める研修の話など十分わかるが、市の全職員に啓発は進んでいるのか。生活保護課には行きたくないとの意見がテレビでアンケートが公表されていたが、（保護行政を）必要とする人がいるのだという認識を全職員が持つことが必要なのではないか。

#### 仮座長（奥津）

全職員（職務等で出席できない職員に対しては受講者が伝えるという方式）に対する研修は本年2月に職員課主催で実施された。また管理職研修の中に新たに人権に関する研修が別枠で加わるなど研修に関しては強化された。表現は悪いが今回の件がきっかけとなり所管はもとより全庁的に意識は高まりつつある。

#### 構成員（山岡）

組織的に一つの課題に対してどうしても縦割りになってしまうように思う。今回を教訓として良い組織になってもらうよう希望する。

#### 構成員（植田）

頑張れ、頑張れと言うのは簡単で、市職員の精神的負担に対するフォローが必要にも思える。

日本において生活保護受給は現金によるものだが、アメリカなどはフードスタンプと言って、受給費の一部は食料品やトイレットペーパーなど生活必需品のみ使え、過剰に遊興費などに換金できない制度がある。人権には配慮するが条件を設けることによって不正受給を防止（生活保護を利用する人への偏見を減らすことにも一役買っている。）している制度がある。

#### 生活支援課長

職員へのフォローに関してのご意見ありがとうございます。10年前の傷害事件が発端となっているが、その際の市としての対応は職場に「サスマタ」の配置と警察官OBによる巡回の開始というところに留まってしまったというのが一つの大きな反省点である、と今回の検討会でも意見として頂戴した。今後については惨事ストレスにも対応できる仕組み作りを開始したところである。

#### 構成員（植田）

欧州に滞在したことがあり、役所への出入りもインターホン越しに開扉して庁舎内に入る国もあった。残念なことだが、今後の社会状況によってはそういうことも必要になってくるのかな、と思った。

#### 構成員（吉田）

今回の取り組みをどのようにして市役所としてのポジションを発信して行くかを心配している。どのような情報がどのように出るかによって、一般の捉え方が変わってくる。

#### 仮議長（奥津）

問題が発生した場合、広報、理事者に報告した上でプレス発表となる。

#### 生活支援課長

今回は報道された瞬間からマスコミがなし崩し的に来てしまい生活支援課の私の方で全て対応する形となった。当初と比較して報道もだいぶ落ち着いてきたので、改善策の発信方法については内部で揉んでいる。吉田先生やみなさんからのご意見を頂戴したい。

生活支援課長退席

### 3 議題

#### (1) 小田原市人権施策推進懇談会について

##### 事務局（八木）（資料2、3に基づき説明）

資料2「小田原市人権施策推進懇談会設置要綱」中、第2条設置目的、第4条構成員の構成、第5条構成員任期、第7条会議について（構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができないこと[本日の会議は成立]、構成員の意見は関係各課へ報告すること）、第8条関係者の招へい、第11条会議録について、を説明。

資料3「小田原市人権施策推進懇談会の会議の公開に関する要領」に基づき、本懇談会の会議を公開することの了承を願った。（←異議なし）

（意見、質問等なし）

#### (2) 座長の選出について

##### 事務局（八木）（資料2に基づき説明）

資料2「小田原市人権施策推進懇談会設置要綱」の第6条の規定について説明した。

### 構成員（大石）

吉田構成員を推する提言あり。

（全構成員承諾）

（議事進行を仮座長奥津課長から吉田座長に交代）

### (3)小田原市人権施策推進指針の概要について

#### 事務局（奥津課長）（冊子：小田原市人権施策推進指針をもとに説明）

- ・平成21年10月から約1年半かけ計7回にわたり、協議・検討を重ね、平成23年3月に策定した。
- ・策定の背景、趣旨、3つの基本目標、人権施策を推進する上で留意する6つの視点について説明した。
- ・小田原市の人権施策推進における課題として「組織体制の見直し」、「職員への人権研修」、「人権情報の収集と活用」について説明した。

### 構成員（大石）

前にもお話したことがあるが、指針の見直しについて具体的にどのように考えているか。出来れば議論しながらやっていきたいと考えている。

#### 事務局（奥津課長）

次期策定については未定である。みなさまのご意見を踏まえて検討していく。

### 構成員（植田）

指針8ページの女性に対する暴力などについて、現在、男性も被害者になり得るということを考慮しなければならないと思う。また女性を「弱者」として固定化してしまう可能性もあり検討して欲しい。容姿のこと、「まだ結婚しないの？」など女性に対してはセクハラになってしまうが、男性にはいいのではないかと、ということが私の昔の職場にあった。セクシャルマイノリティーの方にも関連していくので今後検討してほしい。

#### 事務局（菊地副課長）

女性に対する暴力に関しては、本日はお配りしていないが、当課が別途策定している「第2次おだわら男女共同参画プラン」において「人権としての性の尊重」の章を設けて施策を推進している。人権指針の見直しについては皆さんの活動が進む中で、今言われたような様々な現代的問

題も発生しており、必要があれば「補てい」若しくは最終的には新しいものを作っていくことになるだろう。その際にはあらためて皆さんのご協力をお願いします。この指針については「いつまで」という期限を設けていない。この指針の上位にあるのが第5次の小田原市の総合計画であるが、平成32年までという期限で進んでいる。指針の全面改訂はそれに合わせてかな、という気持ちがあり、それまでは必要に応じて補ていしていく考えである。

#### 構成員（植田）

努力目標として掲げるだけでも市民への浸透度が変わってくると思う。

#### 構成員（山岡）

先ほどの大石さんのご意見は決して全面改訂のお話ではないと思う。「必要に応じて」ということなので、提案をいただいてこの場で議論していくことが大切だと思う。

#### 事務局（菊地副課長）

補足になるが、差し支えなければ先ほどの「男女共同参画課プラン・概要版」を参考までに後ほどお届けしたい。

#### 構成員（大石）

指針の4ページ基本理念は市長の発言などいろいろな場面で使われていると思うが、人権というのは生まれながらに与えられているものだと思う。2行目「しかし、一方の権利だけを主張することは、他方の権利を侵害することにつながる場合もあり・・・」の表現がいわゆるエゴみみたいな感じで一人の人権を主張するとほかの人の人権を侵害する、というふうに感じて好きではない。世界人権宣言に載せられているような、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳とその権利において平等である、というようなことをまず最初に出した方がいいのではないかと思う。県内自治体の指針を見てもまず人権の大切さを訴えている。この基本理念は多くの場面で使われる個所なので改訂の機会などあったらここからかえていったらどうだろうか。

#### 事務局（奥津課長）

今後の課題として検討していきたい。

#### 座長（吉田）

少なくとも記録を取っておき、施策の改定時にどの箇所に修正提案があったかわかるようにしておくように。（別紙：(案)小田原市人権施策推進指針改定時 修正提案控）

#### 構成員（植田）

いろいろな生き辛さを抱えている方がいるかと思うが、障がい者と性的マイノリティーの方どちらが不幸という不毛な議論がある。そうではなくて辛さは違ってもお互い痛みを抱えている者同士緩やかに繋がっていければいいのだが、どうしても紛争になってしまう。例えば生活保護ジャンパー事件とのときもすぐ抗議になったりする。なぜ議論とか、「一緒に話し合いをしませんか」とかにならないのか。あと、セクシャルハラスメントは同性同士にもある。「子どもはまだ?」「なぜ結婚しないの?」も人権侵害だと思う。そのあたりも今後検討していただければと思う。

#### (4)小田原市における人権施の取組状況について

##### 事務局（菊地副課長）

冊子「小田原市人権施策推進指針」と資料4「小田原市における人権施策の取組状況」の関連について説明させていただく。まず「小田原市人権施策推進指針」はいわゆる基本計画である。基本計画に基づき実施計画を作る。実施計画と書かれてはいないがそれに該当するものが資料4「小田原市における人権施策の取組状況」である。毎年事務局で庁内照会しておりこの懇談会においては「小田原市人権施策推進指針」の目次に従い取り組み状況を検証している。市も厳しい予算の中、新規事業は少ないものの、実施計画にあたる取り組み内容については毎年精査をし、改革・改善のもと新しい趣向は取り入れている。

##### 事務局（奥津課長）（資料4をもとに説明）

- ・163事業（再掲66事業）で、対象事業の所管課は22課ある。
- ・人権施策の分類「1 人権教育・啓発の推進」のNo.1からNo.34までは、主に学校教育、社会教育、市民啓発、職員研修に関連した事業を取り上げている。
- ・人権施策の分類「2 相談・支援の充実」のNo.35からNo.52までは、子ども、女性、青少年など対象者ごとに相談体制を構築し、実施している。
- ・人権施策の分類「3 市民団体や関係諸機関との連携」については、No.53からNo.58まで
- ・No.59以降についてが、分野別施策に基づいた事業となる。
- ・No.75までが、分野別施策の「女性の人権」になる。パープルリボン・プロジェクト、DV相談、男女共同参画社会づくり啓発イベント、男女共同参画社会に関する調査研究などを掲載している。
- ・次に、No.76からNo.88までが「子どもの人権」である。「いじめ」をはじめとした相談体制や子育てをしていく上での環境づくりに関連した事業を取り上げている。
- ・No.89からNo.98までが「高齢者の人権」、No.99からNo.126までが「障がい者の人権」である。成年後見制度、高齢者や障がい者のための様々な福祉サービス、バリアフリーに対する取組が掲載さ



れている。

- No.127 からNo.133 までが、本日議論していただく「同和問題」である。同和関係運動団体への支援策について取り上げている。
- No.134 からNo.144 までが「外国籍市民の人権」である。外国籍市民への理解を促すための事業を取り上げている。
- No.145 からNo.148 までは「ホームレスの人権」である。生活保護を担当している生活支援課が対応している事業である。
- No.149 からNo.154 までが「患者等の人権」である。小田原市立病院医事課や健康づくり課の事業である。
- No.155 からNo.157 までは「犯罪被害者等の人権」である。更生保護活動を行う小田原地区保護司会、小田原市更生保護女性会に対する活動支援や、毎年7月が強調月間になっている「社会を明るくする運動」を実施している。なお、「犯罪被害者等の人権」は犯罪加害者の人権も含まれているため、犯罪被害者等というように「等」という言葉を付けている。
- No.158 とNo.159 の「インターネット等による人権侵害」については、情報システム課において、庁内、庁外へ向けて情報セキュリティに関する研修を実施している。
- No.160 以降の「さまざまな人権課題」におきましては、自殺予防対策、性的マイノリティへの配慮、セクハラ・パワハラなど幅広い人権問題について取り上げている。

#### 構成員（植田）

（応援コメントをいただく）

#### 構成員（山岡）

（28年度実績から）市役所内部、できれば外部からの評価、数値が出るものは数値、が記載されていると良い。

#### 事務局（八木）

次回懇談会からは各項目について、詳細な資料と併せて主管課から説明し、皆さんのコメントをいただく予定である。

#### 構成員（山岡）

評価する、あるいは数値を出すことによって大切な次の課題が見えてくると思う。

#### 座長（吉田）

進め方については長年議論があるのだけれども、今回、再掲項目、新規項目はあるか。

事務局（八木）

再掲項目は各分野にまたがり66項目、新規は例えば職員課の人権研修の強化などがある。また、項番が増えたわけではないが、内容の精査が行われている。

座長（吉田）

各項目の検証を行う、というやり方を従来から実施してきて現在二巡目の後半に差し掛かっている。また時々外部から諮問があったりして、いじめ防止のシステムを作るとき懇談会として意見を出したりなどを挟みながら、検証を行ってきた。

座長（吉田）

山岡構成員のご意見にもあったが、外部評価は行っているのか。

事務局（菊地副課長）

私たちの解釈としては、皆様方がいわゆる外部的な評価機関に類するものと位置づけている。

構成員（山岡）

一つ一つの評価にはこの限られた時間では無理かな、と思った。

事務局（菊地副課長）

確かに今日は初回でいろいろな説明がありタイトな時間となった。

構成員（山岡）

時間も自己評価も必要である。

今日の議題とは違うかもしれないが、例えばいじめの問題が過去度々起きて、教育委員会に直接の電話を引いたなどではそれがその後どうなっているのかなど効果がわからない。今落ち着いているのかもしれないがどういう体制なのか、一市民としてわからない。「何か人権に関することで取り組みが常にこうされていますよ」と広報されるといい。

座長（吉田）

「懇談会」と位置づけが変わったところから詳細な資料が公開されなくなった。今後公開の方法について検討していただきたい。

構成員（植田）

個人情報の問題もあるが、私は匿名になってしまうと公式な議事録ではないな、と個人的には思っている。例えば名前を出さなくてもどういう立場の人がどういうビジョンを持って発言をしたかが伝わりやすいと思う。

土橋構成員公務のため退席

(5) 「同和問題」について

事務局（奥津課長）

本市の主要施策としては、冊子「小田原市人権施策推進指針」の15ページの現状、課題に対して、16ページに主要施策の方向として以下5項目「1 人権教育・啓発の推進」、「2 相談体制の充実」、「3 個人情報の保護」、「4 関係団体との連携」、「5 えせ同和行為の排除」を掲げている。対する取り組みとして資料4「小田原市における人権施策の取組状況」14ページ、No127からNo133までの事業の状況を説明した。

また

構成員（大石）

戸籍の不正取得は小田原市ではあったのか。

事務局（奥津課長）

特に私達にはそのような情報は入っていない。

事務局（菊地副課長）

この件が大きく問題になったのは平成23、24年頃で全国的な不正取得があったと聞いているが小田原市としての被害は確認していない。

※（補足）過去の戸籍謄本等の不正取得事件関連し、関係事業所からの不正請求及び交付が数件存在したことを後日事務局で確認した。

構成員（大石）

インターネット上で部落問題に関するひどいホームページや書き込みを目にすることがある。規制や削除依頼等できないものか。

座長（吉田）

法的に削除は困難か

構成員（高野）

現状は難しい状況である。

事務局（奥津課長）

昨年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、第二条の基本理念には、（前略）全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行わなければならない。とあり、第三条では「地方公共団体はその地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。」とある。今後国の動向を踏まえて施策を検討して参りたい。

(5)その他

事務局（八木）

次回は8月末ぐらいの開催で調整する。議題は「外国人の人権」を予定している。